

新聞販売関連法令・規則の概要

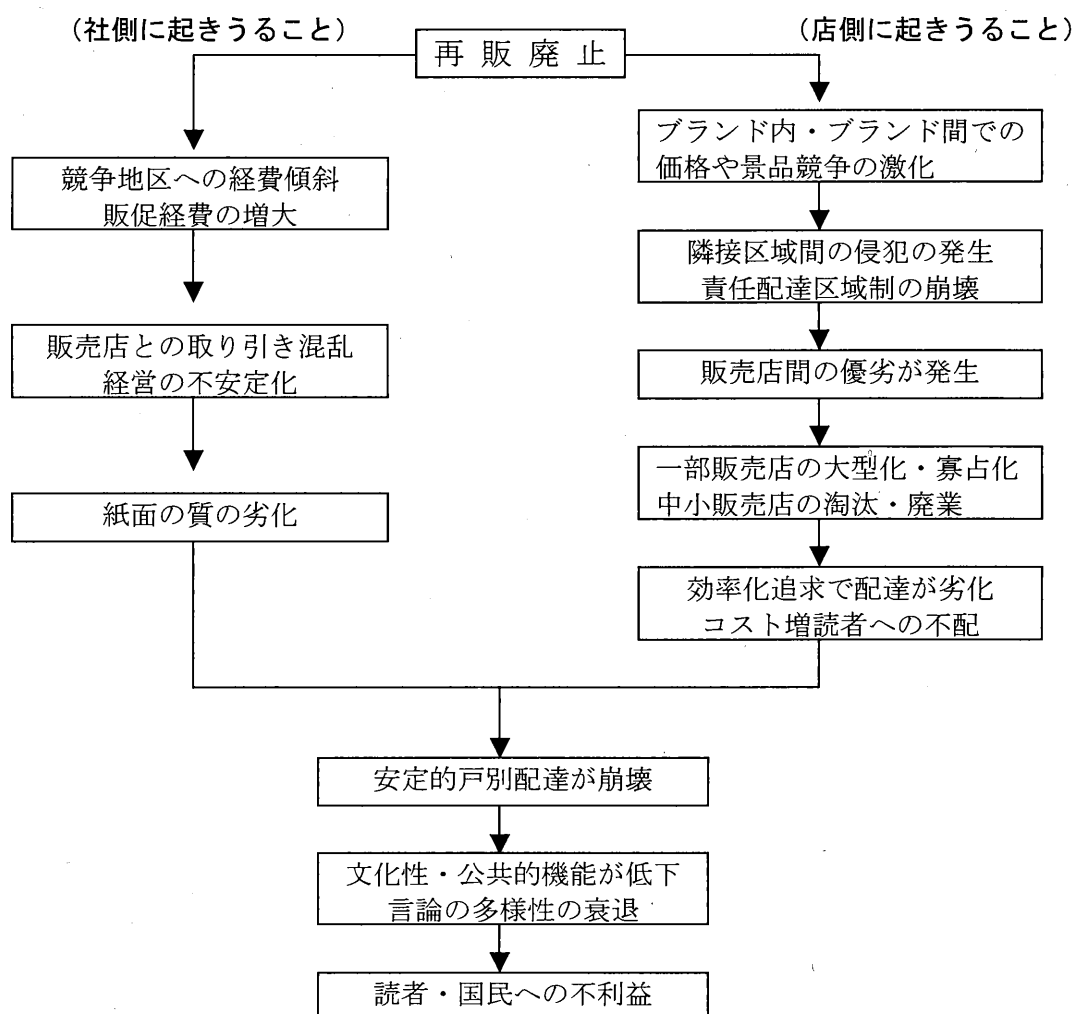
社団法人日本新聞販売協会
公正販売委員会
法制委員会

◇再販制度（再販売価格維持制度）

再販制度とは、発行本社が定めた定価を各販売店が守って定価販売することを定めたものです。したがって、各販売店が定価を勝手に変えて販売をすることは再販制度違反となります。

新聞業界は、この再販制度によって、全国くまなくを網羅する戸別配達網を構築し、国民の新聞への公平なアクセスや、知る権利を確保しています。

仮に、再販制度が廃止されれば、同一紙同一価格がなくなり、価格競争が激化、際限ない乱売合戦が危惧されます。配達効率のよい地区では値引きが蔓延し、テリトリーの越境も発生するでしょう。逆に配達効率の悪い地区では配達放棄が行われることも考えられます。ひいては、売らんがために紙面の質が低下、新聞の信頼性や文化性、公共性そのものが大きく変容してしまうことでしょう。新聞業界そのものが崩壊するということであり、読者、国民の不利益は計り知れません。再販制度の重要性は論をまちません。



◇特殊指定

特殊指定とは、独占禁止法にもとづいて「不公正な取引方法」として公正取引委員会が、新聞業界の特殊な事情を踏まえ「告示」として指定したものです。次の3項目からなっています。

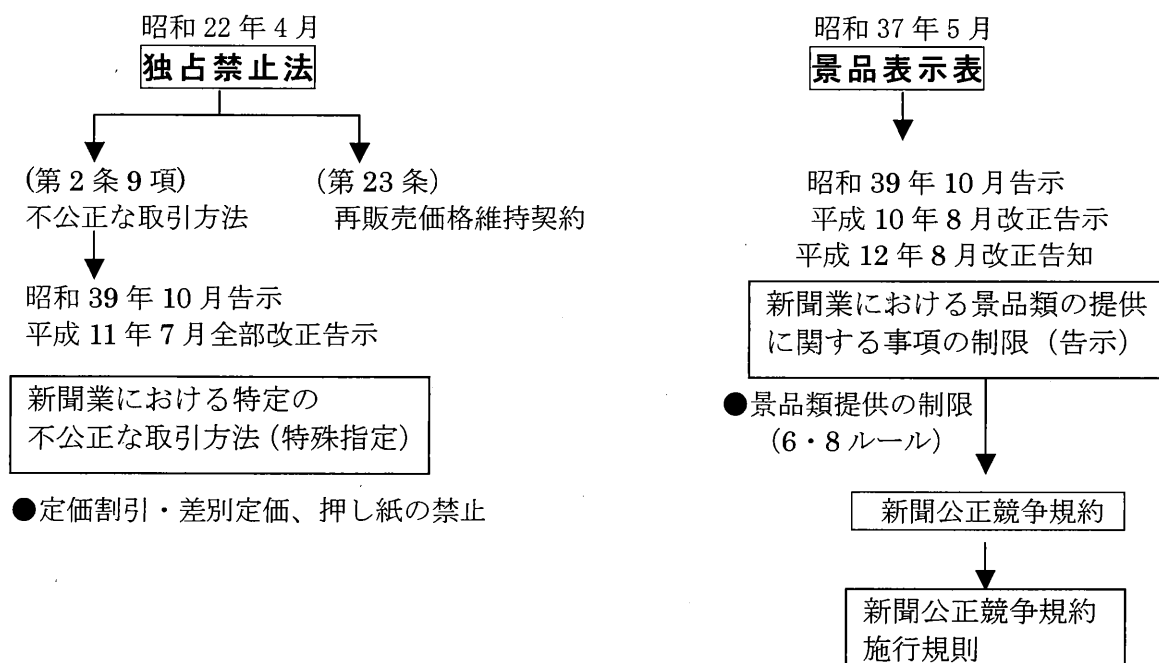
- ① 新聞社が、地域あるいは読者によって異なる定価をつけたり、定価を割り引くことを禁止（学校教材用／大量一括の場合の例外）
- ② 販売店が定価を割り引くことを禁止
- ③ 押し紙の禁止

再販制度と同様、この特殊指定が廃止されれば、際限のない値引き・景品競争、エス紙などで、乱売合戦に陥ることは明らかです。

たとえば、ある地域へだけ集中して定価を割り引いて価格競争を仕掛けたら、競合他紙は立ち行かなくなります。値引きは公開されて行われるものではなく、読者と戸口で内々に行われるだけに、チェック、摘発は不可能に近いことです。仮に摘発できても、時すでに遅く仕掛けられた店はずぶれている、ということになるでしょう。

再販制度と特殊指定は、車の両輪のように互いが補完し合って定価販売を守ってくれていると言えます。

＝独占禁止法と関連法規のつながり＝



◇景品制限告示（景品表示法）

景品表示法は、一般消費者の利益を保護することを目的として、不当な景品類や表示による勧誘で消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限、禁止しています。

新聞業界に対しては、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」告示が示されています。そして、この告示を基に、新聞業界の自主規制として公正競争規約が設けられています。

告示と規約の中心は、いわゆる6・8ルール規制です。景品類（拡材）の提供は『取引価額の100分の8又は6か月分の購読料の100分の8のいずれか低い金額の範囲内』と定めています。

6・8ルール

（新聞の月ぎめ購読料が4,000円としたばあい）

1か月契約	月ぎめ購読料の 8%	320円
2か月 "	" 16%	640円
3か月 "	" 24%	960円
4か月 "	" 32%	1,280円
5か月 "	" 40%	1,600円
6か月 "	" 48%	1,920円
6か月以上は 何か月契約でも	" 48%	1,920円

※月ぎめ購読料とは、それぞれのセット価額を指します。
つまり、朝日、毎日、読売は3,925円、日経は4,383円、
などを言います。

以上の「範囲を超えて景品を提供してはならない」と上限が決められています。

なお、提供景品類は各支部協議会への届出が義務づけられています。

試読紙の戸別配布については、平成22年3月に、配布期間制限がなくなり、「配布開始日から起算して1か月につき7回を限度」となりました。

◇特定商取引法

「特定商取引に関する法律」は、高齢者を狙った悪質商法や多額のクレジット契約が社会問題化したことを受け、平成 21 年 12 月に大幅に改正され、原則すべての商品が対象になりました。新聞も、訪問販売への規制が強化され、再勧誘禁止規定が新たに設けられました。主な内容は次のとおりです。

●「明示義務」

まず、訪問時に勧誘に先立って氏名、販売所名、新聞名と勧誘する目的で訪問したことを告げ、勧誘を受ける意思があることの確認が求められます。

●「再勧誘の禁止」

「〇〇新聞はいりません」などと勧誘を断る意思が示された場合には、すぐに勧誘をやめなければなりません。しかし、ガイドラインでは、再勧誘の禁止期間は、『商品の性質に照らし社会通念上相当の期間』としています。新聞については 3 か月から 1 年ほどとしています。

●「迷惑勧誘」

執拗に勧誘する、帰ってほしいと言うのに帰らない、など迷惑な仕方
で勧誘を行うことや、高齢者や未成年者など判断の不十分な相手との契約も認められません。「明示義務」や「再勧誘禁止」違反と同様に行政処分(改善指示・業務停止命令)の対象となります。

●「不実告知」「重要事項の不告知」「威迫・困惑」

「宅配便です」などと言ってドアを開けさせたり、新聞銘柄を偽ったりすること、契約期間やクーリング・オフなどについて事実を隠して契約を結ぶこと。ドアをドンドン叩く、ドアに足を挟む、断られたら“すごむ”などの行為は、行政処分の対象となるのはもとより、3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（併科あり）へと強化されています。

●「書面の交付義務」・「クーリング・オフ」

定められた事項をきちんと記載した書面（カード）の控えを必ず渡すこと。

また、消費者はこの書面を受け取った日から数えて 8 日間以内であれば書面によりや解約をすることができます。このことを正しく伝えることが重要です。なお、不備な書面や、嘘の約束などでの契約は、8 日間を過ぎてもクーリング・オフを受けなければなりませんので注意が必要です。

書面の不交付、必要記入事項の欠落、虚偽記載は行政処分の対象であるほか、100 万円以下の罰金が科せられます。